

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月28日（平成30年（行情）諮問第241号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第361号）

事件名：東京労働局の地方労災医員名簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京労働局の地方労災医員名簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、「勤務先所在地」欄の病院等の所在地及び空欄を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「東京労働局長」又は「処分庁」という。）が、平成29年11月28日付け東労発総開第29-340号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア マスキングの部分 勤務先住所及び生年月日の公開を求める。

東京労働局長が平成29年11月28日付「行政文書一部開示」決定をした文書

原処分に納得出来ない為

イ 労災医員名簿中、勤務先住所及び生年月日をマスキングすることは、決定通知書にある法5条1号に該当しない。

理由

（ア）労災医員は、国から委嘱されている立場であること。

（イ）医員氏名・勤務先・専門科目・協議会等医員欄が、この開示請求で、すでに公開されている。

勤務先住所は、当然のことながら、容易に調べることが出来る。

また、通常、勤務先病院の住所は、宣伝広告として使われており、公になっている。

(ウ) 労災医員としての職務内容から、生年月日も公にされることは普通のこと。

(エ) 決定通知書の法5条1号ただし書イからハに該当する。

理由

職務内容から慣行として公にされ、または公にすることが予定されている事柄に、当てはまること。

勤務先が公開されている以上、住所を調べることは容易であること。

労災医員であることで、私たちの命、健康等を守る為に、医員の基本情報は必要であること。

労災医員の職務遂行情、私たちには必要な情報であること。

ウ 勤務先住所及び生年月日の開示を求める。

(2) 意見書

諮問庁厚生労働大臣からの理由説明書内容において、審査請求人の主張において、審査請求人の主張は失当であるとの主張をしている。

であれば、根拠を明確に示してもらいたい。

ア 労災医員の勤務先所在地が（同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない）不開示なら、諮問庁は勤務先を開示している。勤務先と勤務先住所は、同列として扱うことが妥当であると、審査請求人は考えるが。勤務先住所を開示出来ない理由は、どこにあるのだろうか回答を求める。

通常、病院名・所在地は、宣伝広告として使用されるものである。所在地が個人情報にあたるのだろうか。

職務と直接関係するものではない。と、言い切れるのだろうか。

勤務先の所在地が職務と関係ないのであれば、勤務先は職務と関係あるのか。勤務先が職務と関係あるとする根拠を求める。

イ この文書には、労災医員の身分の記載があるが。非常勤の国家公務員。だから、何の理由になっているのか。そこには、国家公務員としての法的根拠の記載がない。

また、氏名のみ法5条ただし書イ～ハに該当しているから公開しているとの記載だが。口の中の生命、健康と・・・保護されるため、公にすることが必要と認められる情報であれば、所在地は必要である。生年月日も必要である。労災医員の選出は、国民が選出しているわけではない。税金を払わされているだけである。で、あれば国民には知る権利がある。

ウ 実際、労災審査において労災医員は、簡単に労災の可否を決めている。

根拠・理由などの記載がない。がしかし、労災医員の規定等には、根拠を持って・・・という記載がある。労災医員候補は、理解したうえで署名・押印しているはずだが。実際には相違がある。

主張

処分庁には、一貫性がない。何をもとに仕事をしているのか。わからない。

審査請求人の主張が的外れというのなら、上記に対する回答・根拠をしっかりと明確に示すべきである。法律には、一つ一つに根拠があることを、今回審査請求したことで、知った。

法律を法律として使うのではなく、その基本になる根拠をもって理由説明を期待した。

期待外れだった。

病院所在地及び生年月日を公開するべきであることを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年11月1日付け（同月6日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労災医員の委嘱することのわかる文書（選出経緯及び名簿も含む）全て。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成30年2月27日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁の考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は「労災医員の委嘱することのわかる文書（選出経緯及び名簿も含む）全て。」であり、「労災医員規定を定める訓令」，「労災医員規程の制定について」，「地方労災医員制度の運用細目について」，及び「東京労働局地方労災医員制度運営細目」（以上「文書番号1」）並びに「労災医員名簿」（文書番号2）を特定した。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、特定個人である地方労災医員の氏名、住所等の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。

地方労災医員については、非常勤の国家公務員としての身分を有するものであり、原処分において、その氏名について法5条1号ただし書イに該当するものと判断し、開示している。

一方、地方労災医員の現住所、勤務先所在地、生年月日については、その職務と直接関係するものではなく、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する情報とは言えないため、不開示とすることが妥当である。

以上のとおり、地方労災医員の勤務先所在地等については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「労災医員名簿中、勤務先住所及び生年月日は、職務内容から慣行として公にされ、または公にすることが予定されている事柄に当てはまること、勤務先が公開されている以上、住所を調べることは容易であることから、法5条1号ただし書イからハに該当する」等と主張しているが、本件対象行政文書に係る不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年5月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月7日 | 審議 |
| ④ | 同年7月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年11月29日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書の開示請求につき、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2(1)及び(2)）において、不開示とされた部分のうち、「勤務先所在地」欄及び「生年月日」欄の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、東京労働局の地方労災医員名簿であり、表側に1から48までの医員ごとに付された番号が表示されており、表頭に「医員氏名」、「現住所」、「勤務先所在地」、「勤務先・職名」、「専門科目」、「署名」（注．局又は所属する労働基準監督署名が記載されている。）、「初回発令」、「協議会等医員」、「生年月日」及び「備考」の各欄が設けられており、地方労災医員それぞれに係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(2) 審査請求人が開示を求める部分の法5条1号ただし書該当性について
ア 「勤務先所在地」欄

(ア) 「勤務先所在地」欄は、原処分で開示された「勤務先・職名」欄に記載された地方労災医員の勤務先について、その所在地を記載する欄である。

(イ) 「勤務先所在地」欄については、平成13年度（行情）答申第129号において、中央労災委員の勤務先所在地等は、中央労災委員の「職務と直接関係するものではなく、公にすることが予定されている情報とは言えない」とされ、開示すべきとする部分から除かれている。

(ウ) 本件対象文書の「勤務先・職名」欄の勤務先の記載は、大きく分けて、(i) 病院等（下記a(a)に掲げる医療法6条の3の「病院等」をいう。以下同じ。）、(ii) 医療法人など病院等に該当しない勤務先及び(iii) 空欄が見られる。

これらの「勤務先・職名」欄の記載ごとに、「勤務先所在地」欄の不開示情報該当性について、以下、検討する。

a 「勤務先・職名」欄の勤務先が病院等である場合の「勤務先所在地」欄について

(a) 医療法（6条の3）及び医療法施行規則（1条の2，別表第1）が平成18年に改正され、平成19年4月に施行されてからは、これらの法令により、病院等（病院，診療所又は助産所）の管理者は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として、病院等の名称，開設者，管理者，所在地，案内用の電話番号及びファクシミリの番号など厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならないとされ、また、都道府県知事は、病院等から報告された事項を公表しなければならないとされている。

(b) また、上記の法令に基づいて、都道府県では、病院等から報告された情報を集約・整理した上で、都道府県ごとにウェブサ

イトに掲載し、公表している。

- (c) 東京労働局の地方労災医員名簿に登載される地方労災医員の勤務先の病院等は、東京都又は近県に所在するものとみられることから、その所在地については、上記(b)に掲げる都道府県のウェブサイト(病院等の名称でキーワード検索等)により、比較的少ない都県数のウェブサイトを利用して、容易に検索できるものと認められる。

したがって、「勤務先・職名」欄の記載が病院等である場合の「勤務先所在地」欄は、法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされている情報に該当するものと認められ、開示すべきである。

- (d) なお、「勤務先・職名」欄の勤務先が病院等であっても、「勤務先所在地」欄が空欄となっている場合が認められるが、これのみを不開示としなければならない理由はなく、空欄は、開示すべきである。

- b 「勤務先・職名」欄の勤務先が医療法人など病院等に該当しない場合の「勤務先所在地」欄について

当該部分は、上記a(b)の都道府県による病院等の情報の公表対象となっておらず、また、上記(イ)の先例答申を踏まえると、公にすることが予定されている情報とはいえない。

したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。また、原処分で地方労災医員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- c 「勤務先・職名」欄が空欄である場合の「勤務先所在地」欄について

この場合、「勤務先所在地」欄は空欄となっており、「勤務先・職名」欄が空欄であることから推認できるものと認められる。したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

- イ 「生年月日」欄

当該部分は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。また、原処分で地方労災医員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、「勤務先所在地」欄のうち病院等の所在地及び空欄を除く部分並びに「生年月日」欄は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、「勤務先所在地」欄のうち病院等の所在地及び空欄は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子